Title	法廷における感情的情報の提示が裁判員の判断に与える影響
Sub Title	Effects of emotional information in trials on lay-judges' decision
Author	伊東, 裕司(Ito, Yuji) 仲, 真紀子(Naka, Makiko) 厳島, 行雄(Itsukushima, Yukio) 指宿, 信(Ibusuki, Makoto)
Publisher	
Publication year	2014
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2013.)
JaLC DOI	
Abstract	法廷においては、居合わせた人に強い感情を引き起こすようなやり取りが多くなされる。裁判員 が判断を下す際に、感情の影響を受けてゆがんだ判断をしてしまうことがないか、それを防ぐよ うな手だてはないかについて、模擬裁判員実験を行って検討した。その結果、模擬裁判員のある 種の感情(怒り、同情など)が被告人の有罪無罪の判断と関係していることから、感情により裁判員 の判断が影響を受ける可能性が指摘された。さらに、判断の仕方についての説明を加える、判断 するまでに時間を置くなどにより、感情の影響を抑えられる可能性があることも示された。 In courtrooms, lay judges are exposed to a lot of inflammatory information. information. We examined if lay judges are influenced by their emotion and make biased decisions, and sought means to prevent such influences with mock lay-judge experiments. Results show that lay judges' emotions such as anger and sympathy correlates with guiltiness judgment. The possibility that lay judges' decisions are influenced by their emotions is shown. It is also shown that we could suppress the effects of emotion by the means like instruction on judicial procedures and/or principle of decision making in the courtroom and having the delay between the trials and decision.
Notes	研究種目 : 基盤研究(B) 研究期間 : 2011~2013 課題番号 : 23330198 研究分野 : 社会科学 科研費の分科・細目 : 心理学・社会心理学
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_23330198seika

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 科学研究費助成事業

研究成果報告書



平成 26 年 6月 11 日現在

機関番号: 32612
研究種目: 基盤研究(B)
研究期間: 2011 ~ 2013
課題番号: 23330198
研究課題名(和文)法廷における感情的情報の提示が裁判員の判断に与える影響
研究課題名(英文)Effects of emotional information in trials on lay-judges' decision
研究代表者
伊東 裕司(ITOH, Yuji)
慶應義塾大学・文学部・教授
研究者番号:7 0 1 5 1 5 4 5
交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 14,300,000 円 、(間接経費) 4,290,000 円

研究成果の概要(和文):法廷においては、居合わせた人に強い感情を引き起こすようなやり取りが多くなされる。裁 判員が判断を下す際に、感情の影響を受けてゆがんだ判断をしてしまうことがないか、それを防ぐような手だてはない かについて、模擬裁判員実験を行って検討した。その結果、模擬裁判員のある種の感情(怒り、同情など)が被告人の 有罪無罪の判断と関係していることから、感情により裁判員の判断が影響を受ける可能性が指摘された。さらに、判断 の仕方についての説明を加える、判断するまでに時間を置くなどにより、感情の影響を抑えられる可能性があることも 示された。

研究成果の概要(英文): In courtrooms, lay judges are exposed to a lot of inflammatory information. inform ation. We examined if lay judges are influenced by their emotion and make biased decisions, and sought mea ns to prevent such influences with mock lay-judge experiments. Results show that lay judges' emotions such as anger and sympathy correlates with guiltiness judgment. The possibility that lay judges' decisions are influenced by their emotions is shown. It is also shown that we could suppress the effects of emotion by the means like instruction on judicial procedures and/or principle of decision making in the courtroom and having the delay between the trials and decision.

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目:心理学・社会心理学

キーワード: 裁判員 感情 バイアス 被害者の意見陳述 事実認定判断

1.研究開始当初の背景

日本における裁判員制度は、2009年に始ま り、5年が経過した。裁判員の判断に関する 心理学的な研究は、近年増加してはいるもの の、まだ十分な研究が行われているとはいえ ない状況である。一方、陪審制などの長い歴 史を持つ諸外国においては、陪審員などの市 民による法律的判断に関する心理学的な研 究が数多くなされている。しかしながら、制 度の違いや国民性の違いなどから、日本の裁 判員制度やその運用をよりよいものにする ために、欧米などの研究の成果をそのまま利 用することには問題が存在する可能性が高 い。したがって、裁判員の判断を巡るさまざ まな心理学的研究が数多く行われる必要性 は非常に高い。

法律の専門家ではなく、法律的な判断を行 うための訓練を受けていない一般市民が裁 判員として判断を行う場合、さまざまな問題 が存在することが考えられる。欧米における 陪審研究は、陪審員の感情が判断に影響を与 える可能性を示している。日本の裁判員制度 においては、裁判員は被告人の有罪無罪の判 断を含む事実認定と、有罪となった場合の量 刑判断の両方を行い、その際、両方の判断の ための証拠をまとめて提示され、それぞれの 判断を行う。そのため、本来量刑判断のため に用いられ,感情的な情報が含まれがちな、 被害者やその遺族などによる意見陳述が、事 実認定判断の前に裁判員に提示され、それが 裁判員の感情状態に影響を与え、事実認定判 断を左右することが考えられる。われわれの 研究室では、模擬裁判員実験を通してこの問 題を検討しており、被害者遺族による感情的 な意見陳述が、裁判員の怒りや悲しみなどの 感情を高め、さらに有罪判断率を増加させる ことを示している。

裁判員の感情状態が裁判員の判断に影響 を与えることの是非についてはさまざまな 議論が考えられるが、少なくとも事実認定判 断に感情、あるいは感情を喚起させる被害者 や遺族の被害や心情が影響を与えることは 望ましくない。したがって、実際に裁判員の 感情状態が事実認定判断に影響を与えるか どうかを確認し、もしそうであればそのよう な影響を防ぐ手段を講じることが必要であ ろう。

2.研究の目的

裁判では、被害者、あるいはその遺族によ る意見陳述をはじめ、裁判員の感情状態に影 響を与えると考えられる多くの情報が提示 される。本研究では、模擬裁判員実験を通し て、被害者遺族の意見陳述によって引き起こ された模擬裁判員の感情状態が模擬裁判員 の判断に影響を与えるか、与えるとしたらど のような感情が影響を与えるのか、また影響 を避けるにはどのような手段があるのかに ついて検討する。具体的には、以下の3つの 研究を行う。 (1)被害者遺族による感情的な意見陳述が、 模擬裁判員の感情状態、事実認定判断に影響 を与えるかどうかについて検討する。また、 その際に感情に関わる個人特性がどのよう に関係するのか、どのような感情が判断に影 響を与えるのかについて検討する。

(2)上記の問題の検討に加え、感情を制御 する試みが、被害者遺族の意見陳述による模 擬裁判員の感情、および事実認定判断に対す る影響にどのような効果を持つのかを検討 する。また、感情状態と判断の関係に関する 因果関係のモデルの作成を試みる。

(3)審理からの時間の経過、および時間経 過後の自己の感情の振り返りが模擬裁判員 の感情や事実認定判断、およびそれらの間の 関係にどのように影響を与えるのかについ て検討する。

## 3.研究の方法

殺人事件を題材とした裁判シナリオを、音 声およびスライド、あるいは裁判ビデオとい う形で実験参加者に提示し、被告人の有罪無 罪の判断を求める模擬裁判員実験を行った。

(1) 実験参加者:大学生を含まない一般の 成人 93 名(男 53 名、女 40 名、年齢 21 歳-71 歳、平均 41.6歳)が実験に参加した。

**デザイン**:被害者遺族による意見陳述 (victim impact statement;以下 VIS)の提 示の有無を被験者間要因とする1要因計画 であった。

材料:参加者の感情に関する特性を測定する ために、ネガティブな反芻傾向を尋ねる質問 項目(14項目)、怒り感情の持続傾向を尋ね る質問項目(8項目)、特性怒りを尋ねる質問 項目(10項目)を用意した。また、その時点 でのネガティブ感情を測定する質問項目 (JUNAS、30項目)を用いた。裁判シナリオ は、殺人事件を題材としたものを用意した。 被告人は犯行を否認しており、証拠は間接証 拠のみで、被告人を有罪とするには証明力の 弱いものばかりであった。VIS として、俳優 により感情を込めて朗読された、被害者の姉 による意見陳述を用意した。裁判員としての 判断、被告人や被害者に対する感情などを尋 ねる質問項目も用意した。

手続:実験参加者は、ネガティブな反芻傾向、 怒りの持続、特性怒りの質問項目に回答し、 次いでJUNAS に回答した。続いて裁判シナリ オが提示された。裁判シナリオ、VIS の提示 時間はそれぞれ 20 分、3 分であった。再び JUNAS に回答したのちに、有罪無罪の判断、 確信度(1 = 絶対無罪、10 = 絶対有罪)、被 告人が真犯人である可能性(0%-100%)、検察 の提示した証拠の証明力、被告人に対する怒 り、被害者に対する同情(1 = 非常に弱い、 10 = 非常に強い)に回答した。また、評議の 結果有罪となった、という前提で量刑判断を 行った。

(2) 実験参加者:大学生を含まない一般の 成人 120 名(男 61 名、女 59 名、年齢 20 歳 -64 歳、平均 37.4 歳)が実験に参加した。

**デザイン**:感情制御の操作(説示・説明・なし) と VIS(あり・なし)を要因とする 3×2の計画 で実験が行われた。実験参加者は6群のいず れかに男女比、年齢構成がほぼ均等になるよ うに割り当てられた。

材料:(1)と同じ感情に関する質問項目、お よび(1)と同様の裁判員としての判断など を尋ねる質問項目を用いた。後者には、被告 人に対する怒りと同情、被害者に対する同情 と嫌悪、被害者の母親に対する同情と嫌悪の 程度を尋ねる項目が加えられた。

(1)とは異なる、殺人事件についての裁 判シナリオを用意した。シナリオは、実際の 裁判では正当防衛が認められ無罪となった 事件に基づいている。裁判シナリオは、VIS を含め、俳優によって演じられた裁判ビデオ という形をとった。ビデオの長さは、VIS な しバージョンで 32 分 30 秒、VIS あり条件 で 37 分 13 秒であった。

手続:手続は、JUNAS の実施時期と回数、感 情制御の操作を除き(1)と同じであった。 感情制御の操作としては、説示条件の参加者 は、裁判員としての判断を行う直前に,刑事 裁判における判断の仕方についての説示を 受けた。また、説明条件の参加者は、ビデ オを視聴しての自らの考えを他者に説明す るつもりで紙に書くよう求められた。これ らの操作は、ネガティブな感情を抑制する 効果を持つことを期待して導入された。

(3) 実験参加者:大学生を含まない一般の 成人 72 名(男 32 名、女 40 名、年齢 20 歳-69 歳、平均 35.7 歳)が実験に参加した。

**デザイン**:審理から裁判員としての判断を行 うまでの遅延の有無と感情の振返りの有無 を組み合わせた3水準1要因の計画で実験が 行われた。

材料: JUNAS および裁判員としての判断など を尋ねる質問項目を用意した。後者には、判 断材料としてなにをどの程度重視したかに 関する項目(さまざまな証拠や前科情報、VIS など)や被告人、被害者に対する感情を尋ね る項目が含まれる。

裁判シナリオとしては、京都弁護士会によ り作成された裁判ビデオを用いた。検察が放 火、殺人、殺人未遂、傷害を主張する事件で、 被告人は犯行を否認している。(1)と同様、 証拠はいずれも間接証拠で、被告人を有罪と するのに十分な証明力を持たないものであ った。シナリオには、事件で父親を亡くした 被害者による VIS が含まれていた。

手続:参加者は、いずれの条件においても、 裁判ビデオを視聴し、裁判員としての判断な どを尋ねる質問紙に回答し、最後に JUNAS に 回答した。遅延・振返りなし条件の参加者は、 裁判ビデオの視聴後約 60 分間の遅延をおい て、裁判員としての判断などを行った。遅 延・振返りあり条件の参加者は、約 60 分間 の遅延の後に、審理を振返り、そのとき感じ た感情を思い返すよう求められた後に、裁判 員としての判断などを行った。直後条件の参 加者には、遅延、感情の振返りのいずれもが 設けられなかった。

4.研究成果

(1) VIS の効果: VIS の有無によって、模擬 裁判員の感情状態や裁判員としての判断に 差があるかどうかについて検討したところ、 JUNAS の結果については、裁判シナリオに接 する前のネガティブ感情が VIS なし群におい てより強かった。これは、何ら実験操作を行 っていない段階であるため、偶然によるもの と考えられる。シナリオに接した後の JUNAS の得点には VIS の有無による効果は見られな かった。被害者に対する同情は VIS なし群に おいて VIS あり群より有意に強いという説明 困難な効果が見られた。これは前述の、実験 室に入ってきた段階での参加者の感情状態 における偶然の差に関連するものかもしれ ない。これら以外の感情に関する質問項目に 対する回答には、VIS の効果は見られなかっ た。

**因子分析**:参加者の感情に関わる特性と裁判 シナリオに接する前後の感情状態の間の関 係性を明らかにするため、ネガティブな反芻 傾向、怒りの持続傾向、特性怒り、および2 回の JUNAS の下位得点(怒り、恐怖/不安、 悲しみ、嫌悪)の11 個の指標について因子 分析を行ったところ、事前のJUNAS の4指標 からなる因子、事後のJUNAS の4指標からな る因子、感情に関わる個人特性の3指標から なる因子の3因子の直行解が得られ、各因子 の間には弱い相関が見られた。

相関分析:参加者の感情に関わる個人特性や 感情状態が裁判員としての判断などとどの ように関わるのかを検討するため、上記の因 子分析によって得られた3因子の因子得点と、 被告人の有罪無罪、被告人に対する怒り、被 害者に対する同情との間の相関関係の分析 を行った。その結果、感情に関する個人特性 は有罪無罪、被告人に対する怒り、被害者に 対する同情のいずれとも有意な相関が見ら れなかった。事前の JUNAS 得点は、被害者に 対する同情の強さとの間に弱い負の相関が 認められた(r=-.25、p<.05)以外は有意な相 関が見られなかった。一方、事後の JUNAS 得 点は、有罪無罪判断(r=.24、p<.05),有罪確 信度(r=.29、p<.01)との間に弱い相関が見ら れたほか、被告人に対する怒りとの間にも弱 い正の相関(r=.45、p<.01)が認められた。さ らに、被告人に対する怒りと有罪無罪判断 (r=.58、p<.01),有罪確信度(r=.62、p<.01) の間に中程度の相関が認められた。

以上の結果から、以下の各点が示されたと いえよう。VIS の有無は、今回の実験におい



## 図1.各条件における有罪判断率

(エラーバーは標準誤差を示す)

ては模擬裁判員の感情状態や事実認定判断 に対して大きな影響を持たないこと。感情に 関する個人特性(怒りを引きずりやすい、な ど)や裁判開始前の感情状態が、被告人や被 害者に対する感情や裁判員の判断に大きく 影響することはないこと。法廷で証拠などに 接した後の感情状態、特に被告人という裁判 の当事者に対する感情が、有罪無罪の判断 (あるいは被告人の犯人性)についての事実 認定判断に影響を与えること。

(2) 有罪無罪判断: 各条件における有罪判 断率を図1に示す。カイ二乗検定を行った結 果、感情制御の有意な効果がみられた(2(2、 N=119)=7.99, p<.05)。ライアン法による下 位検定を行ったところ、コントロール条件 (.73)と説示条件(.41)の差が有意であった <sup>2</sup> (1, *N*=79)=7.98, *p*<.005)。説明条件 (.58)と他の2条件との間には有意差はなか った(p>.1)。また、VIS 要因による効果は見 られなかった(<sup>2</sup>(1,*№*119)=0.72, *p*>.10)。 個人に対する感情:被告人、被害者、被害者 の母親に対する計6つの感情評定値について、 VISの有無と感情制御操作を要因とする2×3 の多変量分散分析を行った。その結果、VIS の効果が有意であった(F(6, 108)=5.34, れた(F(12, 216)=1.71, p<.10)。感情制御の 効果は有意ではなかった。個々の感情につい てみると、有意な VIS の効果が、被害者に対 する嫌悪と被害者の母親に対する嫌悪に見 られ(ps<.05)、被告人に対する怒りと被疑者 の母親に対する同情に有意傾向が見られた (ps<.10)。VIS は被告人に対する怒りと被害 者の母親に対する嫌悪を強め、被害者に対す る嫌悪と被害者母親に対する同情を弱めて いた。

**感情と有罪無罪判断との関連:**参加者のネガ ティブ感情に関する特性、感情状態、有罪・ 無罪判断間の関連を調べるために、これらの 指標間の相関係数を計算した。1%水準で有 意な相関がみられた指標に注目すると、有罪



## 図 2. VIS の有無、被告人に対する感情、 有罪確信度の間の関係のモデル (数値は標準化推定値)

の確信度との間に相関がみられるのは、被告 人に対する怒りと同情のみであり、ビデオ視 聴前や判断前の JUNAS 評定値との間にはほと んど相関がみられなかった。また、怒りの持 続しやすさや特性怒りなど、怒りに関する個 人の特性は、JUNAS や個人に対する怒りや嫌 悪と関連を持つことが示された。

そこで、有罪確信度と1%水準で有意な相 関を示した被告人に対する怒りと同情の評 定値を取り上げ、また、個人に対する感情に VIS の有無が有意に効果を持っていたことに も注目し、これらとの間に有意な相関がみら れた怒りに対する個人特性、有罪確信度との 因果関係のモデル化を、共分散構造分析を用 いて、試みた。さまざまなモデル(逐次的モ デル)を比較したところ、図 2 に示すモデル の適合度が最もよかった。適合度指標は、 GFI=.978、AGFI=.945、CFI=.983、RMSEA=.033 であり、推定値もすべて 5%水準で有意であ った。VIS の有無、被告人に対する怒り、被 告人に対する同情、有罪確信度の間のパスの 引き方を変更した場合、図2のモデルより適 合の良いモデルは得られなかった。

以上、(2)の研究の結果から、以下の点が 示されたといえよう。VIS は,本研究の事案 では、主効果という形で表れるほど強い影響 を持たないこと。一方、感情制御は有罪無罪 判断にも有意な影響を及ぼすこと。(ただし、 説示条件における効果は、説示の直接的な効 果であり感情制御による効果ではないかも しれないため、さらなる検討が必要である。) 特性怒りや VIS の有無は、被告人に対する怒 りの感情を介して有罪確信度や有罪無罪判 断に影響を与えていること。

(3) 条件による差:審議から判断までの遅 延の有無、感情の振返りの有無が感情状態、 裁判員としての判断に与える影響について, 3つの条件の効果を分析したところ、有意な 効果は見られなかった。

相関分析:感情に関する質問項目と有罪無罪 判断との関連を見るために項目間の相関係 数を計算した。全条件を通しての相関を見る と、有罪無罪判断と 1%水準で有意な相関を 示す指標は、被告人に対する同情のみで (r=-.32、p<.01)、その他 JUNAS の下位尺度 の悲しみとの間に有意な相関が検出された (r=-.30、p<.05)、(1)、(2)の研究では、 被告人に対する怒りと有罪無罪判断が正の 相関を持っていたが、(3)の研究ではこの関 係は有意ではなかった(r=.08、p>.1)。

その他、この研究では VIS の有無は操作し ていないが、VIS の情報を事実認定判断のよ りどころとして重要視したかどうかを尋ね ているが、この重要視の程度と被告人に対す る怒り、被害者に対する同情の間に有意な関 連が見られた(それぞれ r=.39、r=.40、 ps<.01)。

次にこれらの関係を条件別に見る。被告人 への同情と有罪無罪判断との関連は、遅延/ 振返りなし条件では有意ではなく(r=.03) 遅延/振返りあり条件では r=-.47 と 1%水準 で有意となり、直後条件ではさらに強い関連 が見られている(r=-.52)、VIS に対する重要 視の程度と被告人に対する怒り、被害者に対 する同情ともに、遅延/振返りなし条件(そ れぞれ r=-.09、r=.08)では有意な関連性は 見られず、遅延/振返りあり条件(r=.45、 r=.54)、直後条件(r=.60、r=.52)で関連性 が認められた。

以上の結果から、以下の各点が示されてい るものと考えられる。まず、(1)、(2)の研 究と同様に、遅延の有無、審理時の感情状態 の振返りの有無は、有罪無罪の判断にはっき りと影響するほど強いものではないこと。一 方で、感情を経験してからの時間の経過が感 情状態と有罪無罪判断との関連を弱めてい ること。しかしながら、審理を振返り、その 時に経験した感情を呼び起こすことで、弱め られた関連性が再び現れること。

以上、3つの研究では,有罪無罪判断など にVISの有無、審理から判断までの時間、審 理時の感情状態の振返りなどの実験操作の 影響は現れていなかった。しかしながら、こ のことはこれらの要因が効果を持たないこ とを意味するのではないであろう。これらの 実験的操作が十分な強さを持っておらず、個 人差やノイズに隠されている可能性も指摘 されよう。研究(2)や研究(3)の分析はこ の可能性を支持するものであると考えられ る。相関係数を中心とする分析は、模擬裁判 員の感情状態が判断を左右することが示さ れている。今後は、より強い操作を実験的に 行うことを考えるとともに、共分散構造分析 などの手法を適用する研究を、より多く積み 重ねる必要があるであろう。

5. 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

【雑誌論文〕(計 1件)
松尾加代 情報処理の方法と刑事裁判の原則説明が裁判員の判断に及ぼす影響.慶
應義塾大学大学院社会学研究科紀要、74、
127-130、2012.(査読なし)

[学会発表](計 6件)

Matsuo, K. & <u>Itoh, Y.</u> Effects of systematic information processing on mock jurors' decisions. The 9th International Conference on Cognitive Science. 2013. 8. 28. Kuching, Malaysia.

Matsuo, K. & <u>Itoh, Y.</u> Effects of victim impact statements and sympathetic photographs on mock jurors' decisions. The 10th Biannual Meeting of Society for Applied Research in Memory and Cognition. 2013. 6. 29. Rotterdam, Netherlands.

松尾加代 模擬裁判員の認知欲求レベ ルによる事実認定判断と感情喚起の違い.第 2回日本情動学会大会.2012.12.22.東京 慶應義塾大学.

伊東裕司 裁判員のネガティブ感情と 事実認定判断(2).日弁連刑事弁護センター 第1回供述分析研究会(招待講演)2012.8.28. 東京 弁護士会館.

松尾加代 裁判員のネガティブ感情と 事実認定判断(1).日弁連刑事弁護センター 第1回供述分析研究会(招待講演)2012.8.28. 東京 弁護士会館.

Matsuo, K. Influence of negative emotions on mock lay judges' verdict decisions. 2012 International Conference on Law and Society. 2012. 6.6. Honolulul, Hawaii.

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕 出願状況(計 0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出原 年月日: 国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別: 〔その他〕 ホームページ等 6.研究組織 (1)研究代表者 伊東 裕司 (ITOH, Yuji) 慶應義塾大学・文学部・教授 研究者番号:70151545 (2)研究分担者 · 仲 真紀子(NAKA, Makiko) 北海道大学・文学研究科・教授 研究者番号: 00172255 厳島 行雄(ITSUKUSHIMA, Yukio) 日本大学・文理学部・教授 研究者番号:20147698 (3)連携研究者 指宿 信(IBUSUKI, Makoto) 成城大学・法学部・教授

研究者番号:70211753